知立市六次産業化推進事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、六次産業化による新商品開発及び販路開拓を行う農業者を支援するため、予算の範囲内において交付する知立市六次産業化推進事業補助金（以下「補助金」という。）について、知立市補助金等交付規則（昭和４６年知立市規則第２５号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　農業者　知立市内に住所を有し農業を営む者若しくは当該者が属する団体又は知立市内に主な事業所を有する法人をいう。

(2)　六次産業化　農業者が自ら生産した農産物等を活用し、商品開発、加工又は販売を行う取組みをいう。

（補助対象者）

第３条　補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。この場合において、団体である農業者にあっては、その構成員の全員が第２号及び第３号に該当しなければならない。

(1)　六次産業化を実施する農業者

(2)　市税を滞納していない者

(3)　知立市暴力団排除条例（平成２４年知立市条例第９号）第２条第１号に規定する暴力団又は同条例第２条第２号に規定する暴力団員と密接な関係がない者

（補助対象事業）

第４条　補助金の交付対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、補助対象者が行う別表第１に掲げる事業とする。

（補助対象経費等）

第５条　補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象事業に要する経費のうち、別表第２左欄に掲げる事業に応じて、それぞれ同表の中欄に定めるものとする。ただし、当該補助対象経費に対して国、他の地方公共団体その他の機関から補助金等が交付され、又は交付されることが見込まれる場合は、当該補助金等を控除して算出した額を補助対象経費とする。

２　補助金の額は、別表第２左欄に掲げる事業に応じて、それぞれ同表の右欄に定める額とする。ただし、その額に１，０００円未満の端数が生じたときは、これを切

り捨てるものとする。

（交付の申請）

第６条　補助金の交付を受けようとする者は、知立市六次産業化推進事業補助金交付申請書（様式第１）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1)　事業計画書

(2)　収支予算書

(3)　その他市長が必要と認めるもの

（交付の決定）

第７条　市長は、前条の規定により申請があったときは、内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、知立市六次産業化推進事業補助金交付決定通知書（様式第２）により通知するものとする。

（変更の申請等）

第８条　前条の規定により交付決定を受けた者は、申請の内容を変更しようとする場合は、すみやかに知立市六次産業化推進事業補助金交付変更申請書（様式第３）を市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の規定により申請があったときは、内容を審査し、適当と認めたときは、知立市六次産業化推進事業補助金交付変更決定通知書（様式第４）により通知するものとする。

（実績報告）

第９条　第７条の決定通知又は前条第２項の変更決定通知を受けた者は、事業が完了したときは、完了の日から３０日又は完了の日の属する年度の末日のいずれか先に到来する日までに知立市六次産業化推進事業補助金実績報告書（様式第５）に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1)　事業実績書

(2)　収支決算書

(3)　領収書その他事業に要した経費が分かる書類

(4)　事業内容を確認できる写真等

(5)　その他市長が必要と認めるもの

（補助金の額の確定）

第１０条　市長は、前条の規定により実績報告があったときは、その内容を審査し、適正と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、知立市六次産業化推進事業補助金額確定通知書（様式第６）により通知するものとする。

（請求）

第１１条　前条の通知を受けた者は、速やかに知立市六次産業化推進事業補助金交付

請求書（様式第７）により請求を行うものとする。

（取消し）

第１２条　市長は、第７条の通知、第８条第２項の変更決定通知又は第１０条の通知を受けた者が次のいずれかに該当するときは、補助金の全部又は一部を取り消すものとする。

(1) 補助金を補助対象事業以外の目的に使用したとき。

(2) 提出した書類への虚偽の事項の記載又は不正な行為があったとき。

(3) 補助対象事業と同様の事業において他の助成制度による財政的支援を受け、又は受けることが明らかになったとき。

（返還）

第１３条　市長は、既に補助金を交付した者に対して前条の規定による交付決定の取消を行った場合には、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

（財産処分の制限）

第１４条　補助金の交付を受けた者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産を市長の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）に定める耐用年数に相当する期間（同省令に定めのない財産にあっては市長が別に定める期間。以下「財産処分制限期間」という。）を経過したときは、この限りでない。

（委任）

第１５条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

別表第１（第４条関係）

事業名称	事業内容
商品開発事業	自ら生産した農産物を活用し、新商品の開発や改良を行う事業
販路開拓事業	商談会やイベントへの出展等、販路開拓を行う事業

別表第２（第５条関係）

事業名称	補助対象経費	補助金の額	備考
商品開発事業	原材料費、消耗品費、機械装置等、借上費、外注加工費、専門家謝礼、開発費（技術コンサルタント料、デザイン料、システム開発費、試作費、実験費、設計費等）、知的財産権の取得に要する経費、マーケットリサーチ費その他事業に必要であると市長が認める経費	補助対象経費の２分の１以内かつ 20 万円を限度とする。	各事業１年度につき、１回まで
販路開拓事業	広告宣伝費（宣伝資材の作成費、ホームページ作成費等）、展示会出展費（出展料、運搬費、宣伝用ビラ・ポスター・リーフレット作成費、展示用什器費等）その他事業に必要であると市長が認める経費	補助対象経費の２分の１以内かつ 20 万円を限度とする。	